アイヌ政策推進会議作業部会について

1. 趣旨

第1回アイヌ政策推進会議(平成22年1月29日開催)において、具体的に検討を進めることとされた課題について専門的な調査検討を行うため、「アイヌ政策推進会議の開催について」(平成21年12月25日内閣官房長官決裁)に基づき、作業部会を開催する。

2. 検討事項

第1回アイヌ政策推進会議において、作業部会を設けて具体的に検討を進めることとされた課題は以下のとおり。

- (1) 民族共生の象徴となる空間
- (2) 北海道外アイヌの生活実態調査

3. 構成

上記2.の検討事項に関する作業部会の部会長及び構成員は別紙のとおり。

4. 運営

- (1) 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることとする。
- (2) 部会長は、作業部会の検討状況等をアイヌ政策推進会議に報告する。

5. 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房アイヌ総合政策室において処理する。

1 民族共生の象徴となる空間 作業部会

部会長 佐々木 利 和 人間文化研究機構 国立民族学博物館教授

構成員 加藤 忠 (社)北海道アイヌ協会理事長

川 上 哲 (社)北海道アイヌ協会副理事長

佐藤幸雄 (社)北海道アイヌ協会事務局長

篠 田 謙 一 国立科学博物館人類研究部人類史研究グループ長

常本照樹
北海道大学大学院法学研究科長·法学部長

北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

2 北海道外アイヌの生活実態調査 作業部会

部会長 常 本 照 樹 北海道大学大学院法学研究科長・法学部長 北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

構成員 阿 部 一 司 (社)北海道アイヌ協会副理事長

佐々木 利 和 人間文化研究機構 国立民族学博物館教授

佐藤幸雄 (社)北海道アイヌ協会事務局長

本 田 優 子 札幌大学文化学部長

丸 子 美記子 関東ウタリ会会長

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告(抜粋) 「民族共生の象徴となる空間」関連部分

1 今に至る歴史的経緯

(1) アイヌの人々につながる歴史や文化(旧石器~中世)

(略)この擦文文化期の中で現在に認識されるかたちでのアイヌの文化の原型がみられ、それに続く13~14世紀ころにかけ、狩猟、漁撈、採集を中心に一部には農耕を行う生活の中で自然とのかかわりが深く、海を渡って交易を盛んに行うアイヌの文化の特色が形成されていく。そして、大陸をはじめ樺太から蝦夷錦(絹製品)やガラス玉など絢爛たる装飾品等がもたらされることとなった。(略)

(5) まとめ(国による政策とその影響)

日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し独自の言語や文化を育んできたアイヌの人々は、特に中世以降、和人と深く関わりを持ち続けてきた。中世には交易相手として相互の文化に影響を与えた。また、近世には場所請負制の下で過酷な労働などにより疲弊するが、和人との濃密な接触を持ちつつも独自の文化を保持、発展してきた。

明治に入ってからは、和人が大規模に北海道へと移住し開拓が進展する。その陰で、先住していたアイヌの人々は、文化に深刻な打撃を受ける。近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁撈、採集などの場を狭められ、さらに狩猟、漁撈の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた。また、民族独自の文化の制限・禁止やアイヌ語を話す機会の減少は、アイヌの人々の和人への同化を進め、その文化は失われる寸前に至った。

(4) アイヌの文化への深刻な打撃(近代)

⑧ 研究におけるアイヌの人骨の取扱い アイヌの人骨は、古くから人類学等の分野で研究対象とされてきた。 江戸時代末期の1865年には、道南地域2ヶ所のアイヌの墓から英国 領事館員らによってアイヌの人骨が発掘され持ち去られるといった事 件も発生した。

明治中ごろには、我が国においてナショナリズムが盛り上がる中で、 日本人の起源をめぐる研究が盛んになり、日本人の研究者等によって もアイヌの人骨の発掘・収集が行われ、昭和に入っても続けられた。<u>現</u> 在も数ヶ所の大学等に研究資料等としてアイヌの人骨が保管されてい るが、それらの中には、発掘・収集時にアイヌの人々の意に関わらず 収集されたものも含まれていると見られている。

2 アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き

- (1) アイヌの人々の現状
 - ⑤ アイヌの人々の帰属意識

アイヌの人々は、現在は、他の多くの日本人とほぼ変わらない日々の生活を過ごしている。しかし、アイヌの人々には、差別や近代以降の同化政策を経ても、なお民族としての帰属意識が脈々と受け継がれており、民族的な誇りや尊厳のもとに、個人や団体として、アイヌ語や伝統文化の保持、発展等に努力している人々も少なくない。

- 3 今後のアイヌ政策のあり方
 - (1) 今後のアイヌ政策の基本的考え方
 - ③ 政策展開に当たっての基本的な理念
 - イ 多様な文化と民族の共生

固有の文化に深刻な打撃を受けながらも、それらを失うことなく、 復興させ、保持し、さらに発展させる意思を持ちつづけている<u>アイヌという民族が存在していることはきわめて意義深い</u>。そして、<u>アイヌ政策の理念を広義の文化の復興とすることは、多様でより豊かな文化を共有できるという意味で、国民一般の利益にもなる</u>ということができる。国連宣言も、文化の多様性が人類の共同財産として尊重されるべきものであるとしていることに留意すべきである。

また、「民族の共生」という理念は、国際的にも追求されているものであり、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生的かつ多元的な社会を目指す我が国においても、国民がこの理念を共有する必要がある。国民一人ひとりが、自分たちも一民族であると認識するとともに、アイヌという独自の先住民族が国内に生活していることを認識し、尊重するようになることが求められているといえよう。(略)

(2) 具体的政策

② 広義の文化に係る政策

先に述べたとおり、近代化政策の結果として打撃を被った先住民族としてのアイヌの人々の文化の復興の対象は、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態等をも含む民族固有の生活様式の総体と考えるべきである。その上でアイヌの人々がアイヌとしてのアイデンティティを誇りを持って選択し、アイヌ文化の実践・継承を行うことが可能となるような環境整備を図っていくことや、経済活動との連携等により自律的な生活の回復に結びつけていくような取組を促進していくことが必要である。その際、アイヌ文化の現代的な回復や将来へ向けた創造・発展という視点、また、国民一般がアイヌ文化の価値を実感・共有できるような多様な文化と民族の共生という視点も重要となる。このような観点から、以下のような広義の文化に係る政策を実施すべきである。

ア 民族共生の象徴となる空間の整備

アイヌという民族に関する歴史的背景、自然と共生してきた文化の重要性、国民の理解の促進の必要性等にかんがみれば、<u>アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設を整備</u>することや伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場を確保するとともに、併せて、アイヌの精神文化の尊重という観点から、過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの人骨等について、尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設の設置等の配慮が求められる。これらの施設を山、海、川などと一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となるような空間を公園等として整備することが望まれる。

これらの施設及び空間は、<u>本報告書のコンセプト全体を体現する</u> <u>扇の要</u>となるものであり、<u>我が国が、将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築い</u> ていくための象徴としての意味を持つものである。

「民族共生の象徴となる空間」作業部会の当面の運営

(平成22年)

第1回(3月11日(木))

- ・共生空間の考え方
- ・ 今後の進め方

第2回以降(4月以降複数回開催)

・アイヌの委員の提案をもとに具体的検討を推進

(想定される具体的検討項目の例)

- ・共生空間の意義、必要性
- ・ 共生空間に必要な具体的機能
- ・文化、民族学、人類学、自然環境・植生、産業・観光振興等の視点からの検討
- ・海外及び国内における事例等を踏まえた検討 等

第2回アイヌ政策推進会議(5月又は6月)

・作業部会の検討状況報告

以降、適宜作業部会開催

概ね1年程度をかけて検討

これまでのアイヌ政策の経緯

昭和49年 北海道ウタリ対策 (現在は、北海道アイヌ生活向上関連施策)

平成8年 「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告

平成9年 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」制定

平成19年 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択

平成20年 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を 国会 (衆・参両院) において全会一致で採択 (6月6日)

平成21年 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告 (7月29日) ※別紙参照

- ・今に至る歴史的経緯(旧石器~近代)
- ・アイヌの人々の現状、最近の動き
- ・今後のアイヌ政策の基本的考え方 (先住民族という認識に基づく政策展開等)
- ・具体的政策 (国民の理解の促進、広義の文化に係る政策の 推進、推進体制等の整備)

「アイヌ総合政策室」を内閣官房に設置(8月12日)

「アイヌ政策推進会議」の開催を決定(12月25日)

平成22年 「アイヌ政策推進会議(第1回)」開催(1月29日) 以下の課題について作業部会を設けて具体的検討 を進めること等を確認

- ・民族共生の象徴となる空間
- ・北海道外のアイヌの生活実態調査

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告について

国連宣言(H19.9)、国会決議(H20.6) \rightarrow 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」(H21.7) アイヌの方々との意見交換も踏まえ、総合的なアイヌ施策の確立に向け議論

今に至る歴史的経緯

アイヌの人々の現状、最近の動き

【アイヌの人々につながる歴史と文化(旧石器~中世)】

【「異文化びと」と「和人」の接触~交易(中世)】

【過酷な労働生産の場(近世)】

商場知行制、場所請負制、「和人」との抗争、ロシアの南下政策と国境画定

【アイヌの文化への深刻な打撃(近代)】

場所請負制廃止と自由競争、文明開化とアイヌの文化への打撃、近代土地所有制度の導入、伝統的生業(狩猟、漁撈)の制限、北海道旧土人保護法の施行、民族意識の高揚等

【アイヌの人々の現状】

生活や教育の状況、文化活動等の取組、 帰属意識 等

【アイヌの人々をめぐる最近の動き】

先住民族の権利に関する国際連合宣言、 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

今後のアイヌ政策のあり方

今後のアイヌ政策の基本的考え方

【先住民族という認識に基づく政策展開】

- ・先住民族であることの確認
- ・ 先住民族であることから導き出される政策の展開
- ・政策展開に当たっての国民の理解の必要性

【国連宣言の意義等】

国連宣言の意義、憲法等を考慮したアイヌ政策の展開等

【政策展開に当たっての基本的な理念】

- ① アイヌのアイデンティティの尊重
- ② 多様な文化と民族の共生の尊重
- ③ 国が主体となった政策の全国的実施

具体的政策

【国民の理解の促進】

•教育、啓発

【広義の文化に係る政策】

- ・民族共生の象徴となる空間の整備
- ・研究の推進
- •アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興
- ・土地・資源の利活用の促進
- 産業振興
- •生活向上関連施策

【推進体制等の整備】

- ・アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備
- ・アイヌの人々の意見を政策推進等に反映するための協議の場の設置等
- ・立法措置がアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有する。今後の取組を進める中で、この点についても、検討を求めたい。
- 関係地方公共団体、民間の企業や諸団体、さらには国民一人ひとりの理解と共生のための努力が望まれる。

アイヌ政策推進会議の開催について

平成21年12月25日 内閣官房長官決裁

1 趣旨

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書を受け、アイヌの 人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、 アイヌ政策推進会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 構成

会議の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認める ときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

座 長 内閣官房長官

座長代理 座長が指名する者

構成員 別紙に掲げる有識者

3 作業部会

会議は、必要に応じ、作業部会を開催することができる。作業部会の構成員は、座長が指名する。

4 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房アイヌ総合政策室において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

アイヌ政策推進会議 名簿

座 長 平 野 博 文 内閣官房長官

座長代理 小 川 勝 也 内閣総理大臣補佐官

構成員 阿 部 一 司 (社)北海道アイヌ協会副理事長

安藤 仁 介 (財)世界人権問題研究センター所長 京都大学名誉教授

上 田 文 雄 札幌市長

大 西 雅 之 鶴雅グループ代表

加藤忠(社)北海道アイヌ協会理事長

川 上 哲 (社)北海道アイヌ協会副理事長

佐々木 利 和 人間文化研究機構 国立民族学博物館教授

高 橋 はるみ 北海道知事

常 本 照 樹 北海道大学大学院法学研究科長・法学部長 北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

能 登 千 織 北海道白老町学芸員

丸 子 美記子 関東ウタリ会会長

横 田 洋 三 (財)人権教育啓発推進センター理事長 中央大学法科大学院教授